

「四日市市市民協働促進条例(案)」に対する意見募集の結果について

平成26年7月7日(月)から8月6日(水)までの間に、「四日市市市民協働促進条例(案)」に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。

多数の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

○意見提出者数 54名

○意見数 103件

「四日市市市民協働促進条例(案)」に対する意見の内容と意見に対する考え方

意見の内容		意見に対する考え方
前文について		
1	<p>前文 ・2行目 「市民、市の執行機関、市議会」 市民に近い順なら、「市民、市議会、市の執行機関」の方がよい。</p>	<p>条例第3条1項および第2項においても「市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は」と規定していますので、ご指摘のとおり修正します。</p>
2	<p>前文 ・5～6行目 「子育て支援・・・地域に根ざした市民活動を行う団体」について ここでいう「地域」とは何か。「地域」とは特定の地区レベルを想定する市民が多いと思われるが、活動範囲を特定の地区内に限定せず、全市的な観点で活動している市民活動団体は含まれるのか。 このような誤解を受けやすい「地域に根ざした」という言葉より、「専門性のある」に変えたほうが、4行目の「自治会組織等」との対比でわかりやすいのではないだろうか。</p>	<p>この段落の趣旨は、これまで自治会組織が担ってきた地域のまちづくりの部分において、近年、市民活動を行う団体が増えてきたということですので、原案のとおりとします。もちろん、全市的な観点で活動をしている団体も含まれます。</p>
3	<p>前文 ・解説の10行目 「NPO、ボランティア団体等」について 一般にボランティア団体はNPOの概念に含まれる。(*)第2条の解説によると、本条例ではNPOは法人格を有するものに限定しているが、そうだとすれば、「NPO法人等」と書くべきである。 *「NPO」とは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。 (内閣府HP https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo.html#npo1)</p>	<p>NPOには、一般的に、狭義のNPOと広義のNPOがあり、狭義のNPOは、法人格を有するものをいい、広義のNPOは、狭義のNPO、認可地縁団体、認可されていない地縁団体、法人格のない任意団体であるボランティア団体などを含みます。 この条例では、第2条の逐条解説にあるように、NPOを狭義のNPOとしていますので、原案のとおりとします。</p>
第1条(目的)について		
4	<p>四日市市市民協働促進条例(案)に対する四日市市民(納税者)の立場で率直な意見を述べさせていただきます。 条例案目的について 解説で四日市市が誰もが暮らしやすいまちとなるよう市民活動を促進していく必要があります。とあるが誰もが...について再考せよ 市民条例のあるべき姿は、納税者(所得税、固定資産税、住民税)を真面目に支払っている者に受益されるべきであり誰もがの表現は曖昧でありまた除外者を明記すべきである。</p>	<p>本条例は、前文の逐条解説にもあるとおり、公共的な課題の解決を市の執行機関が行政サービスの一環として行うものという考え方から、地域住民も「公共の担い手の一人」として共に取り組むものであるとの意識の転換が必要であり、さまざまな担い手の支え合いのもとで協力・連携して暮らしやすいまちづくりを行おうとするものですので、ご理解をお願いします。</p>

第2条(定義)について		
5	<p>第2条の【解説】にあるNPOの説明が不適切である。 法人格を持っていないとならないような誤解を招く記述は修正をして頂きたい。 ⇒NPOの中には、法人格を得て活動している団体もある。とすべきではないか？ NPOとは 「NPO」とは「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。 したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業を得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。 このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注1)を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。 法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。 (注1)法人格:個人以外で権利や義務の主体となり得るもの 内閣府ホームページより</p>	<p>NPOには、一般的に、狭義のNPOと広義のNPOがあり、狭義のNPOは、法人格を有するものをいい、広義のNPOは、狭義のNPO、認可地縁団体、認可されていない地縁団体、法人格のない任意団体であるボランティア団体などを含まれます。 この条例では、第2条の逐条解説にあるように、NPOを狭義のNPOとしていますので、原案のとおりとします。</p>
6	<p>第2条(定義) (4)市民活動団体 前文で述べたように、法人格のあるものに限定するなら、「NPO」ではなく「NPO法人等」とすべきである。「等」には、社会福祉法人、一般／公益社団法人(財団法人)などが含まれる。</p>	
7	<p>第2条の【解説】にあるボランティア団体の説明が不適切である。NPO団体とボランティア団体の違いが不明。 ボランティア活動を行う団体には、地縁団体、NPOが含まれるのでは？ ⇒市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって継続性を持つものをいう。市民活動団体には、地縁団体、NPOが含まれる。 3. 市民活動団体 「市民活動団体」の定義は、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。つまり、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動を担う団体をいいます。この「NPO」については、市民活動基本方針の中で次のように規定しています。 NPOとは、Non Profit Organizationの略で、日本語に訳せば、「民間非営利組織」となります。つまり、営利を目的とする企業などと異なり、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しないことを基本に社会的使命の追求を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体を指します。 NPOの中には、特定非営利活動促進法により法人格を得て活動している団体もあります。 NPOとボランティアの違いは、ボランティアが、「個人が善意で行う個々の活動」に対して、NPOは、「営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の組織」となり、継続的に活動している組織体となります。 浜松市 市民協働推進条例より</p>	<p>ご指摘のような考え方もありますが、この条例においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体 …… 地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を主たる目的とする団体をいう。 ・ 地縁団体 ……自治会、地区社会福祉協議会等の一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体。 ・ NPO ……「Non Profit Organization(非営利組織)」の略称。この条例では、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。 ・ ボランティア団体… 社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体。 <p>と定義させていただきます。</p>

8	<p>(定義)の【解説】に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO・・・「NonProfitOrganization(非営利組織)」の略称。この条例では、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。 ・ボランティア団体・・・社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体とあります。 <p>市民活動団体等において、特にNPOにおいて法人格の有無は大きなポイントですが、例えば、全国を代表するNPOの特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会は1994年11月5日に団体設立、NPO法人格取得は2008年4月28日で、かなりの間、法人格なしで活動してきました。</p> <p>法人格は持っていない活動実態のない法人も多くありますし、法人格をもっていなくても地域や全国で活躍している団体も多くありますし、法人格をもっていなくても地域や全国で活躍している団体もあります、つまり、NPOは法人格の有無で限定的に定義するのではなく、そのミッションと活動実態等において定義することが現実的で合理的と考えます。</p> <p>よって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO・・・「NonProfitOrganization(非営利組織)」の略称。この条例では、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。(法人格を持つ団体はNPO法人といえます。) <p>等とする方が分かりやすく、NPO方式で運営する市民活動団体等も多いことから(特に小さな団体に多くみられます。)、より市民に親近感のある条例になると存じます。</p>	
9	<p>NPO法人の実態につきまして市議会並びに市長はどれだけ把握されているのでしょうか。</p> <p>特に東北の復興支援NPOに関しましてはNPO法人の定義にそぐわない団体を多く見聞き致します。組織名は明かせませんが反社会的組織の財源確保に使われている団体もあるそうです。東北に限ったことではありませんが、NPO法人の実態を今一度調査してから条例案を出すべきではないでしょうか。</p> <p>また、前文の解説においてはNPOとボランティアを混同させる様な文面になっておりますが、まずは定義を明確化すべきではありませんか。非営利と無報酬との違いを明確化すべきだと考えます。</p> <p>NPO法人とは収益を得る為の事業を行うことが認められている法人ではないでしょうか。</p> <p>上記の内容を踏まえ、特に第9条に関しましてNPOを切り離して考えない限り非常に問題のある条例案だと考えます。</p>	<p>ご指摘のような考え方もありますが、この条例においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体・・・地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を主たる目的とする団体をいう。 ・地縁団体…………自治会、地区社会福祉協議会等の一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体。 ・NPO……………「Non Profit Organization(非営利組織)」の略称。この条例では、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体で法人格を有するものをいいます。 ・ボランティア団体…社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体。 <p>と定義させていただきます。</p> <p>また、第9条の市の施策に関しては、市民協働を活性化するためには、市民活動団体が活動する拠点が必要であると考えます。</p> <p>さらに、市民活動団体が活動を行ううえで課題となるもののひとつに活動資金の確保があります。このため、市民活動団体が自主性・自立性を保ちながら公共的課題を解決するための活動に対して、市は、適切に資金援助を行うよう努力する必要がありますので、ご理解をお願いします。</p>

10	<p>第2条(定義) (3) 市民活動 ・「公の利益を目的」とするという点 (4)で市民活動団体に地縁団体を含まれているが、地縁団体の活動目的は、多くは地域内の人々のための互助的なものであるため、「公益」目的ではなく、「共益」目的という区分をされることが多い。現状ではこのような分類が多く行われていることから、「公共の利益を目的」とするとした方がよい。</p>	<p>地域の取組みの現状をよりの確に反映させるため、ご指摘の通り修正します。</p> <p>「公の利益」⇒「公共の利益」</p>
11	<p>純粋に四日市市民(地域に対して将来的な責任を持って代々生活してゆく者)ではない外国人が行う活動までも、企業の協力及び市の場所と財政支援を行う義務が発生し、外国人が「公益性」を持っていると主張した活動に対しても、資金援助を行わなければならないと解釈できる。</p> <p>外国人が行っている活動として、「従軍慰安婦や強制連行への謝罪活動」「朝鮮学校への支援活動」(国は朝鮮学校への補助は必要ないとしている、また、東京都も教育内容を精査して反日性が強く公益性が低いとしている)などの反日活動であり、国としては認められない活動であっても、団体が「公益性」を主張した場合に四日市市は独自に判断し支援を行う事(税金投入)は、市民として認めることが出来ない。</p> <p>(3.11震災では多くの外国人が土地を離れ復興の責任をおっていない) これらによって、この条例に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針にそぐわない「市民活動」に対して、一自治体が支援を行う可能性がある条例は認められない。 ・外国人による反日活動であっても、協力しなければならない条例は作るべきではない。 	<p>地方自治の本旨に基づく市民自治を実現するために制定した「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」は、市民等、市の執行機関及び市議会が各自の持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を活かしつつ足りない部分を補いあうことにより、いろいろな課題の解決を図り、市民参加の下に、差別のない、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。</p> <p>本条例は、この基本理念を実効性あるものとするため、市民協働の促進を図るしくみを定め、市民との協働を進めようとするものであり、第3条第3項において、本条例の基本理念のひとつとして、「市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。」と規定しています。</p> <p>第15条の財政的支援を行うにあたっては、これらの基本理念を踏まえ取り組むこととなりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、「市民活動団体」については、「地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体」、「市民等」については、「本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学するもの」をいいます。</p> <p>「市民活動」につきましては、公の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする活動、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動、のいずれにも該当しないものをいいます。</p>
12	<p>市民活動団体とは、どのような団体を想定しているのか。第2条に定義があるが、かなりあいまいである。市民はだれでもよい(国籍、住民票の有り無しは関係ない)し、市民活動団体も社会の課題解決の団体といえどどんな団体でも該当してしまう。(例えば、9条の会、反原発の会など)民団や朝鮮総連の系統のものも可能である。(すでに、当地区では社会福祉協議会に民団三重の幹部が入り込んでいることは周知の事実である)よって、極めて偏った団体が蔓延ることが予想される。また、補助金をくすねるような団体の多発が予想されるのではないか。</p>	<p>「市民活動」につきましては、公の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする活動、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動、のいずれにも該当しないものをいいます。</p>
13	<p>「市民等」の定義も曖昧です。外国人が域外の「市民団体」に税金が流れる可能性が否定できませんね。しっかりと縛りが必要かと思えます。</p>	<p>「市民活動」につきましては、公の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする活動、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動、のいずれにも該当しないものをいいます。</p>
14	<p>市民に「協働」が分かりやすい説明をしてください。</p> <p>※資料より 市民協働 地域の様々な課題の中で、市民だけでは解決できない課題や行政だけでは解決できない課題などに対して市民活動団体等(市民の内、自らの価値観、信念、関心に基づき、市民生活と地域社会への貢献を目的として活動する任意団体や非営利活動法人、自治会などの団体の総称)と行政がお互いの不足を補い、又、自立した対等のパートナーとして協力し合い、その課題解決に取り組むことをいう。</p>	<p>ご指摘のような考え方もありますが、この条例においては、「市民協働」は、「市民主権の理念のもと、市民等(本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者)、市民活動団体(地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体)、議会、事業者(本市内に存する会社、営業所、工場等)及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むこと」と定義させていただきます。</p>

第3条(基本理念)について		
15	<p>基本理念に関して 市民支援活動に当たり支援の内容及び手続きが公平かつ公正を担保する具体的な証憑を添付させることが必須と思う。特に補助金が発生する場合には、公認会計士が査定する。</p>	<p>市が市民活動団体を支援する際には、支援内容・手続き方法等について、情報を公開するなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることを、本条で明確にしています。</p>
第4条(市民等の役割)について		
16	<p>第4条と第16条2の文中の用語で「第11条」は、四日市市市民協働促進条例(案)の第11条であると判断し、第1条、第2条の記載に合わせて「この条例の第11条」と記載することを提案します。</p>	<p>通常、条例全体を指す場合には、「この条例」とし、条例の中のある特定の条を指す場合には、「この条例」と記述せずに「第〇条」と記述しますので、原案のとおりとします。</p>
第6条(議会の役割)について		
17	<p>この条例の「議会として市民参加を進めるのは、市議会が仕事をしていないと言うことを認めたのか？ 市議会は市民により選挙で選ばれた36名(現在35名)が政治を行っているはずで、議員が市民の声を聞いて「公益性」を持った政治するべきではないか？ 四日市市ではタウンミーティングを行っているが、発言する方は議員と顔見知りの方が多いようで最近では、それらの方を一般的に「プロ市民」と呼ばれており、「プロ市民」が大きな声で主張する「公益性」と一般市民が主張する「公益性」にずれがあるように思った。 開かれた行政？のトップクラスの四日市市が実は「プロ市民」の大きな声の意見だけを聞いて、要望事項が通ってゆく四日市市にならないようにして頂きたいと思う。</p>	<p>市民自治基本条例第14条第2項において、「市議会は、市民参加を推進するため、市民の意見を市議会に反映させることを目的とする制度その他の市民参加にかかる制度を導入するよう努めるものとします。」と規定しています。本条例においてもその趣旨を汲み、第6条において、市議会は、市民参加、市民協働を促進するための制度の導入に努める必要があることを規定したものです。 また、シティ・ミーティングについては、市民の方の声を聞き、今後の議会運営や市政発展への参考とさせていただくためのものですので、ご理解をお願いします。</p>
第7条(事業者の役割)について		
18	<p>事業者は従業員の幸せと事業の継続及び利益を追求することであって、市民活動は左右それぞれ考え方が違うので、あまり片方に寄らないで事業者が政治的リーダーシップを取るのではなく個人個人が考える方が良くと思う。 こんなことは常識だと思う。</p>	<p>事業者は、地域社会の一員として、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性を理解し、施設・設備の提供、資金援助などのほか、従業員の市民活動への参加に配慮するなど、自主的に市民協働の促進に協力するよう努めていただく必要があるものと考えておりますので、原案のとおりとします。</p>
19	<p>条例第7条「事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。」は、具体性に欠け、きわめて不適切で公益性を欠いた条例であり反対です。</p>	
第8条(市の役割)について		
20	<p>条例案は市民の皆さんが、町づくりに於いて市民協働の果たす役割を理解し、自主的に市民活動や市民協働に参加することは必要と感じております。 市職員(館長&副館長)が自治会役員会・社協への参画している職員は別として、各町での市職員の存在感がなく何の協力、理解もしていない。一般市民に無償で協力要請する以上、若い市職員が積極的に参画し、推進する事が必要です。市職員の働きが「いまいち」と考えられますので、指導とボランティア精神をUPさせて下さい。</p>	<p>市職員は、市民活動が公共の場で果たす役割を理解し、本市における市民活動を持続的に発展させるために、市民として市民活動に主体的に積極的に参画するよう努め、市民協働を促進する必要があります。このため、市は、市職員に対して市民協働についての啓発や研修等を実施し、その知識や能力の向上を図るとともに、積極的な市民活動への参加を促すなど、その重要性を認識させなければなりません。 なお、ご指摘いただいた内容は原案に含まれていると考えます。</p>

21	(第8条):市職員が市民活動に参加し、市民として地域に貢献できるように、工夫のない長時間残業の解消に真剣に取り組み、定刻に帰宅・休日は地域活動ができる時間を確保すべきである。	
22	第8条 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。では促進がうすい。市として、市民協働の促進をすべきである。 ⇒市は、市民協働を促進するため、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施を行い、市職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする。 市は、市民協働を推進するため、職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする。 浜松市 市民協働推進条例より	
第9条(市の施策)について		
23	第9条 市は、市民協働を推進するため、… 市民協働促進条例であれば、促進ではないのか？ ⇒市は、市民協働を促進するため、… 促進を選択された主旨があるのしょうから、促進とすべきでは。	本条例全体の整合を図るため、ご指摘のとおり修正します。 「市は、市民協働を推進するため、(以下略)」 ↓ 「市は、市民協働を促進するため、(以下略)」
24	単位自治会長5年・連合自治会役員3年の経験を持つが、「自治基本条例」が存在していたことを知らなかった。地区連合自治会ですら、話題になったことはない。即ち、自治会や市民活動団体はそれぞれの目的があり、地方自治あるいは市民協働という意識・目的はない。結果として「まちづくり」に貢献しているのだが、また、市からの周知徹底の動きもなかったように記憶している。 この「市民協働促進条例」は基本理念を高々と謳っているが、自治基本条例の具体化と思うが、よほどの覚悟を持たないと、目的達成は困難であり、また、見通しも持てず、基本条例と同様存在するだけになりそう。 そのためには、施設や補助金のことよりも、地方自治の大切さ＝市民が、自分が幸せになる＝を市職員とともに市民等に啓発することを第1に考えなければならないだろう。	第9条では、市は、市民活動を総合的に担当する窓口の設置のほか、市民等、市民活動団体、事業者への市民協働に関する情報の提供や情報交換、交流の拠点となる活動場所の提供や市民活動を活性化するための資金面での支援を行うことを明らかにしています。 また、第16条第1項において、市は、市民協働に関する各種の情報について、広報よっかいちや市ホームページへの掲載、市民活動センターや地区市民センターへの掲示など内容等に応じて効果的な方法で情報提供を行うこと、市民活動団体同士の意見交換、情報交換の場を設けるなど、市民協働の促進を図るための情報の共有化を図ることなどを規定しています。 さらに、第16条第2項において、市は、市民協働促進計画の内容や、その進捗状況などを、市民等に広く公表することを規定しています。
25	過日、市の介護・高齢福祉課の「介護サービス」の話を聞いた(熟年大学)。認知症・徘徊・介護認定等で多く問題があることがわかった。認定されない方の問題では、地域や自治会・民生委員と連携して介護サービスを充実したいとの話、私は思わず質問「市民と連携するために市の具体的方策は何？」と。地域にはそのような力は育っていないし、自治会にはそのような余力はない。しいて言うならば、ご近所さんぐらいであろう。担当者はうまく回答したが、具体的な話は出ず、市の責任逃れ、アリバイ作りに終始したようであった。 人員不足・予算不足・国との絡みの中で、高齢福祉課はよくやっていると思うが、この促進条例も同様ではないかと感じた。市は条例を定めしっかりと取り組んでいるが、市民等・団体・企業が動かないから目的が達成されないと言い訳にされそうである。地方自治の意識化がなされない現状の中で、市民等・活動団体・企業へどのような具体策を提示するのが重要であり、特に市民等への啓発・認知度をたかめる具体的な対策が必要であろう。	

第10条(参入参加の機会提供)について		
26	<p>第10条(参入参加の機会提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の趣旨を高く評価する。 ・条文も解説も「参入」としか書かれていないので、表題の「参加」の文言は必要ないのではないか。 	<p>見出しについては、ご指摘のとおり修正します。</p> <p>「参入参加の機会提供」⇒「参入の機会提供」</p>
27	<p>10条の「行政サービスの参入機会」であるが、市の財政不足による民間委託、たとえば水沢の野外活動センターの民間委託であるが、地方自治の理念がなく、ビジネスチャンスと受け取られるだけではないか。市の施策に軽重をつける必要があり、これだけは市ががんばる、それが地方自治ではないかと推察する。</p>	<p>本条例の趣旨は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の目指す市民自治を実現するために、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市のそれぞれの役割を定め、さまざまな施策を通して市民協働の促進を図ることです。また、近年、市民ニーズの多様化により、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えてきており、市民と市との協働により、お互いが支え合う場面が多くなってきました。このような社会情勢の変化に対応するため、本条例の制定に向けて取り組んでいますので、ご理解をお願いします。</p> <p>市の行う事業の業務委託等への市民活動団体の参入機会の提供は、市民協働の促進を図るため、市が行う事業のうち、市民活動団体の持つ専門的知識・技術や、地域に密着し、地域事情に明るい特性を活用することにより、サービスの向上が期待できる分野のものについて行うものです。</p> <p>また、市が市民活動団体を支援する際には、市民活動団体が自主・自立して活動することを理解・尊重し、活動に対して干渉、自立性の阻害を行わないなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があります。市民協働を促進するための行政サービスへの参入機会の提供、財政的支援にあたっては、これを前提に行うこととなります。</p>
28	<p>(第10条):市民活動の本旨は、「市政に参入」するのではなく、また市に代わって事業をしてもらう発想でもなく、本来自分たちでやるべきことを自分たちでやるだけのこと。防災でいうところの自助・共助であって、かつて道普請を住民自らが行っていた時代に戻れるとは思わないが、できることは住民自らが行うことが、「持続可能」なこれからのまちづくりである。貴重な不足必至の税収は、必要な最低限度の市の公共事業に無駄なく効率的に使われるべきである。市は本来やるべき最低限必要なことをきちんとすべき。</p> <p>そうした観点から、自治会への補助金も同様に見直すべきである。</p>	
29	<p>NPO法人に委託する旨が記載されているが、その必要性について基本的なことが公表されていない。</p> <p>(1)地縁団体や協会・協議会などの事業補助での実施だけでは将来への対応が出来ないからNPO法人に委託するとの趣旨の様だが、市民の税金を使ってでも委託する必要性について、具体化されて公表されていない。</p> <p>(2)「補助金」と「委託料」の違いが記載されているが、補助金には「公益上必要と認められた場合に対価なくして支出するものである」と記載されているが、委託料には「……事務・事業・試験・調査等の委託に要する経費である」と記載されている。この違いを具体的に公表すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「委託料」の記載内容では、相当広範囲な業務を委託する内容であると解釈するが「補助金」に記載されている“公益上必要と認められた場合に対価なくして支出するものである”との文面が委託料にも記載が必要と思われる。 ・市民の税金を使ってでもNPOに委託するのであれば、より一層強固な監査・管理を行う組織が必要である。……ましてや、業務を“丸投げ”する様な事があってはならない。 ・委託料の業務の中に“調査”が記載されているが、これこそ、シビアな監査が必要です。 <p>(3)数年前から、NPO法人の悪質な行為が公にされてきている中で、“この人がいるから大丈夫、今までの実績もある……など”で判断するのではなく、NPOを採用するのであれば、確固たる管理・体制を構築願うと共に、業務に関する契約書又は契約書を取り交わすなどが必要と思われる。</p> <p>(4)市としてやらなければいけない事業、予算不足・人で不足などでやれない事業が目白押しの中で、この時期に敢えて行わなければいけない重要性が伝わってこない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の税金の無駄使い、有効活用など、市民から選ばれた議員方がコスト意識を持って今回の業務に取り組んで頂きたい。 	

第11条(計画の策定)について		
30	第4条(市民等の役割)に、「市民等は、～第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。」と定めているが、第11条では、計画は、市長が定めると定めており、市民等の参画が定められていない。	市民協働に関する計画については、パブリックコメントなどを通して市民のみなさんから幅広くご意見をいただき、それを考慮したうえで、市長が計画を定めます。 なお、第12条第2項にもあるように、委員会は、市民協働促進計画の進捗状況を検証します。
31	第11条(計画の策定)は、「議会の審議」及び「市民等の所見」並びに「市民協働促進委員会の所見」を参考に、市長が計画を定めるようにすべきである。	
32	第11条(計画の策定) ・本条文の趣旨を高く評価する。 ・協働の「指針」ではなく「計画」を策定している自治体は少ないが、思い付きではなく計画に基づいて支援を行うことは極めて重要である。	市民協働に関する計画については、本条例を実効性あるものとするために策定するもので、市民協働の促進に関する基本方針、目標、具体的な施策などを定めます。
33	条例より実施後の「推進運営」の仕組みと人に尽きる。(米国のボランティアと公の境界線も一考です。)	本条例制定後、「市民活動を促進する施策」を総合的かつ計画的に実施することにより市民協働の促進を図り、「市民自治が実現されるよう」にするために市民協働促進計画を策定します。 また、市民協働の促進にあたって必要な事項を調査、審議するため、四日市市市民協働促進委員会を設置し、市民協働促進計画の進捗状況の検証、市民協働の促進に関する重要事項について市長からの諮問に対して調査審議を行います。
第12条(市民協働促進委員会)について		
34	第12条(市民協働促進委員会)で、市民協働促進委員会の役割に、「(2)その他市民協働の促進に関する重要事項に関すること。」が定められているので、これに「計画の策定」が含まれているものと思われるが、市民協働促進委員会の役割として「計画の審議」を追加して明確にすることが好ましい。	市民協働に関する計画については、パブリックコメントなどを通して市民のみなさんから幅広くご意見をいただき、それを考慮したうえで、市長が計画を定めます。
35	12条の委員会であるが、10人での会議は話しやすいし結論も得やすい。しかし、10人と少人数では各団体・企業の重鎮、俗に偉いさんが選ばれ、市の担当者のもとめや方向性に同調し、市民の声は届かないであろう。地方自治の答えは一つではなく、議論は白熱するほうが理念に叶うのではないか。	市民協働促進委員会は、市民協働の促進にあたって必要な事項を調査、審議するために設置するものであり、委員数を最大10人としています。 また、委員会の組織、委員の任期、委員長等の選任、会議、事務局の設置等、運営に必要なことは市長が規則で定めますので、ご意見は担当部局に申し伝えました。
36	第12条において、市民協働促進委員会を置くところがあるが、委員の選出方法が全く書かれていない。偏った人選のおそれがある。 以上、この条例案は、現状の四日市には全く必要なく廃案とすべきである。	

37	委員会は(組織)人選が一番問題であり、選出した人の「協働」に対する姿勢、思考文を公開後に依頼すること。	
第13条(団体等の届出制度)について		
38	すでに、四日市市内では、市民協働は十分になされており、今さらこのような条例を制定する必要がないと考える。条例案のなかでは、市民活動団体といわれるものに対して、市がお金を出すことが中心になっている。その市民活動団体は、第13条によれば「届出」するとなっている。市のお金を出すのに「届出」でよいはずがない。審査が必要であり許可制とするべきである。	市へ市民活動団体の届出をすることで、市及び他の市民活動団体との情報共有を始め、他の市民活動団体との交流・連携、市民等や他の市民活動団体への情報発信が容易になること等により、活動の活性化につなげることができるよう市民活動団体の届出制度を設けるもので、市の財政的支援とは別の制度としています。(※ 市が財政的支援を行う際には、届出制度とは別に支援制度ごとに審査基準を設け、その基準に基づき審査を行うこととなります。)
39	市民活動登録団体公開は定期にする取り組み推進について。	市民活動団体の名簿の公開等については、第13条の規定のとおり規則で定めます。
第14条(活動拠点の整備)について		
第15条(財政的支援)について		
40	14条の活動拠点であるが、なや学習センターもいっぱい、常磐地区センターも地区内の各種団体の活動でいっぱい、自治会の臨時の会議を予約するのも困難である状況であった。有効活用はほとんど不可能なことは明白であるが、有効活用とはどのような方策を想定しているのか明らかにしてほしい。施設の新設は昨今の財政事情では理解を得られないであろう。	市民協働を活性化するためには、市民活動団体が活動する拠点が必要であり、既存の公共施設等の有効活用について検討していくこととしています。
41	第14条活動拠点の整備 無料の駐車場の確保が必要だと思います。総合会館使用时、駐車場代の負担が重くなっています。 地域の市民センターは3階建てですが、階段のみなので足の悪い人は大変です。エレベーターがあれば車いすの方も使用できます。 ※事務用機器の設置等も大切ですが、まず活動拠点に行きやすい環境整備も大切だと思います。	ご指摘のように、活動拠点施設における駐車場の利用のしやすさ、公共交通機関の利便性、バリアフリーなどは重要であり、今後の参考とさせていただきます。

42	<p>市民自治・市民協働の考え方には賛成である。 しかし、行政がNPOを含んで活動に支援をする＝活動資金を援助するという点で反対である。 市民活動として自治会がNPOとともに、さらには自治会がNPO法人として活動することに異議はない。地域の自治会も広義のNPOであるが、この条例ではあえて「地縁団体」と分けているところを見ると、ここでいうNPOは「限定」されているように思う。</p> <p>全国的に行政とNPOとのいわゆる協働がブームとなっているが、そもそもNPO活動は、我が国においては、行政の至らなさを自ら補完し或いは行政の施策に独立の立場から自らの立場を明らかにして、市民活動を行ったことが「発端」ではないか。非営利であり、非政府であるというその活動資金を行政に頼るとするのは本末転倒ではないか。</p> <p>NPOは利益の分配を行わないとされるが、行う事業あるいはその組織・団体自体を維持するために収益を上げることには制限はない。そういう意味で市場経済の一員である。</p> <p>活動のほとんどの財源が民間や個人の寄付金によって賄われるもので、当市においても「ささえあいのまち創造基金」は、完全とは言えないが「在るべき姿」の第一歩として評価している。</p>	<p>本条例の趣旨は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の目指す市民自治を実現するために、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市のそれぞれの役割を定め、さまざまな施策を通して市民協働の促進を図ることです。また、近年、市民ニーズの多様化により、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えてきており、市民と市との協働により、お互いが支え合う場面が多くなってきました。このような社会情勢の変化に対応するため、本条例の制定に向けて取り組んでいますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、第14条の活動拠点の整備に関しては、市民協働を活性化するために、市民活動団体が活動する拠点が必要です。</p> <p>さらに、第15条の財政的支援に関しては、市民活動団体が活動を行ううえで課題となるもののひとつに活動資金の確保があります。市民活動団体が自主性・自立性を保ちながら公共的課題を解決するための活動に対して、市は、適切に資金援助を行うよう努力する必要があると考えますので、ご理解をお願いします。</p>
43	「財政支援(税金投入)の義務」はおかしい。	
44	市民活動という任意団体の活動に対して活動場所の提供、財政的支援をすることは断固反対する。その分、他の事業に税金を使うべきである。	
45	NPOに場所の提供および財政的支援等は必要なし！	
46	第15条基金制度等・・・の内容を正確にするべきだと思う。	基金の設置を行う場合については、地方自治法第241条の規定により、別途、条例により定めることとなりますので、ご理解をお願いします。
47	第15条については、文言要検討。支援をしたなら情報公開を速やかに(1ヶ月か3ヶ月以内)する。	第16条第1項において、市は、市民協働に関する各種の情報について、広報よっかいちや市ホームページへの掲載、市民活動センターや地区市民センターへの掲示など内容等に応じて効果的な方法で情報提供を行うことなどを規定していますので、ご理解をお願いします。

48	<p>市民として、市で必要なお金であれば使い道としてはOKです。 ただし、納税者として、下記の条件は必要ではないかと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年間の活動における支出については「いつでも」「誰でも」市役所内で閲覧できること。 2. 補助金・委託料の用途については、領収書添付を必須とする。 	<p>地方自治の本旨に基づく市民自治を実現するために制定した「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」は、市民等、市の執行機関及び市議会が各自の持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を活かしつつ足りない部分を補いあうことにより、いろいろな課題の解決を図り、市民参加の下に、差別のない、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。</p>
49	<p>第15条(財政的支援) 第9条にも「財政的支援」の文言がある上、さらに特出しされている条文であり、その根拠となるのが「基金制度等」の整備のようである。基金については、四日市市には、全国でも唯一といえる、市レベルの市民ファンド、「公益財団法人 ささえあいのまち創造基金」が既に存在していることに留意する必要がある。 この基金は、自治会連合会とNPOの連合体が連携して運営している点で、全国に例を見ないユニークなものである。2012年12月に設立され、2年弱の間に約800万円の寄付金を集め、市内の54の市民活動団体に約400万円の配分を行った実績もある。これらの実績によって、2014年2月には公益財団法人の認定も受け、このメリットを生かした新しい寄付制度「事業指定寄付」プロジェクトもスタートした。既に数件の応募があるなど、市民による自発的な寄付文化の醸成活動が進展してきているといえる。 また、この基金は、お金(寄付)による市民活動の支援のみならず、モノ、人(ボランティア等)による支援の仕組みも有しており、市民が自分のことで市民活動に関わっていく地域文化を作ることを目指している。 今後少子高齢化社会が進行する中、行政サービスだけでは不足する各種サービスを、草の根の市民自らが担う市民活動の重要性は増すばかりであろう。その際に、活動資源を今後一層厳しくなっていく公的資金に頼るだけではなく、市民が市民を支えるしくみを確立することは時代の要請であると考え。本条例が予定する基金制度が、このような市民の内発的な動きを阻害するのではなく、むしろこれを支え、促進するようなものであることを強く望みたい。</p>	<p>本条例は、この基本理念を実効性あるものとするため、市民協働の促進を図るしくみを定め、市民との協働を進めようとするものであり、第3条第3項において、本条例の基本理念のひとつとして、「市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。」と規定しています。 第15条の財政的支援を行うにあたっては、これらの基本理念を踏まえて取り組むこととなりますので、ご理解をお願いします。</p>
50	<p>(財政的支援)第15条について 現在、公益財団法人 ささえあいのまち創造基金が主催する、市民が市民を支える仕組みである「ささえあい基金」があります。 前年度より、公開プレゼンテーションに参加しているので、四日市市の現状も見え、また各団体の活動への意欲や、課題も見えます。市民の寄付を財源にしたこの制度は全国的にも類を見ないと聞いていますので、四日市市としても、広報活動を共にする、市職員の寄付の働きかけなどの財政支援があればいいと思います。 新たな基金制度が出来、補助金申請が煩雑にならないこと、また、市民活動の自立と連帯が崩れることのないように、促進して頂けるような協働が出来たらと思います。</p>	
51	<p>私は「三重はなしょうぶの会」の名称で四日市市を拠点(なやプラザにて定期相談会開催)に多重債務者の救済活動を三重県全域で14年間行っている市民団体の事務局長の役職に就いています。「会」は三重県多重債務者協議会の構成団体でもあります。 このたびの案で15条の基金制度の整備についての事ですが、今までの行政からの支援を受けるイメージですが、特に財政的支援は税金からですので、固く施行されるのが当たり前のことなのですが、団体が寄付を受けても順応性のある資金使途が可能にならない限り、活動を伸ばす資金にならない場合もあると思います。 2年間ご援助をいただいている四日市市民に公益法人の基金からの寄付は、主に弱者からの相談を「出張よりそい同行支援相談」出張交通費の名目で受けていますが、資金(寄付金)の用途の拡大解釈にも柔軟で非常に助かっています。 また、申請書作成も非常に楽です。寄付金分配にプレゼンする機会も受けていて広報活動の場にもなっています。 税金の投入には厳格であるべきなのですが、その壁を相当思い切った感覚の制度改革(簡素化と柔軟性)が必要であることが考えられます。中途半端な形ばかりの基金を創ることはいかがなものかと思えます。型にハマられたガチガチの財政援助ではなく、簡単に言えば簡素化された申請方法と援助額は少なくとも良いので、使途の拡大と素早い援助が必要かと思えます。14条にもあるような活動場所の提供や四日市市の広報を利用した広報等の現物支給型援助も是非両立させてほしいと思えます。 また、現存する財団法人基金への相互協力や援助ができるような「しくみ」に目を向けることも必要ではないかと思えます。</p>	

52	『四日市市市民協働促進条例』に関して廃案をお願いします。 9条及び15条について 市民活動の定義が「市民等が公の利益を目的とし、自主的に行い活動」とあるが、非常に曖昧で地域清掃ボランティアは勿論、反戦活動・捕鯨反対・核配備促進、見る方向からすると、全て公に利益になる。たとえば全共闘の成田闘争で戦った中革派も公利と信じていた。これら団体を誰が何を基準にして「公の利益」と認定するか？非常に不明確だ。	
第16条(情報公開等)について		
53	第16条3項によれば、市民活動団体は活動に関する情報を公開するよう努めるものとなっているが、努めるのでよいのであれば全く実効性がない。市の補助を受けていながら全く情報公開をしなくてもよいことになってしまう。 要は、市民活動団体のしたい放題になってしまうと考える。	第16条第3項の趣旨は、市民活動団体は、公の利益を目的として自主的に活動を行う団体であることから、公正・公平な活動・運営を行うとともに、市民に理解が得られるように団体の活動及び運営に関する情報を公開するよう、努力をお願いするものですので、ご理解をお願いします。
第17条(条例の見直し)について		
54	第17条(条例の見直し)に、市長が実施した検証の結果の、市民等や議会への報告義務を定めるべきである。	条例の見直しについては、先に制定された「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」において、条例の見直し規定をおり、この条例においても同様の制度としたものでありますので、原案のとおりとします。
第18条(委任)について		
55	18条の市長が細則を決め、一任となっているが、実はここが一番大切なところであろう、具体策の部分であるから。促進条例じたいは賛成であり、大変良いことと思うし、これからの方向性を示しているから、この細則作りで血となり肉となるように努力していただきたい。 市政や議会に通じていないから、条例をどのように作成するのかわからない。基本理念の「市民協働促進条例」を市議会で承認してから、市長が細則を作るものなのか、同時に「市民協働促進条例細則」を提案し市議会承認するのか。 願わくば、後者であってほしい。理想を高らかに掲げ、そのためにこの具体策で目的達成を図ってほしい。そうなれば、これが実現するのか、そうでないかの判断ができやすいし、また不合理を修正することもできやすいと考えるからである。	この条例は、議員提案により制定しようとするものです。なお、条例の施行に必要な規則は、市長が議会(市民協働条例調査特別委員会)の意見を踏まえ定めますので、ご理解をお願いします。
条例案全般について		
56	四日市市市民協働促進条例を、なぜ作成しなくてはならなかったのか？ 現在ある各条例ではカバー出来ないのか！！ 私も色々な団体に所属しているが、現行の条例、法で余り不自由を感じません。 ただ、今回の条例を読ませて頂くと、「市民活動」「市民活動団体」「市民協働」の言葉の内容を明確にし地縁団体、NPO、ボランティア団体を明確化している点は良いと思います。市長、議会の役割、活動場所を提供、活動支援を行うは理解出来る。市民活動団体の届け出は支援を受けるためだけか、情報の公開のためなのか、活動を共有するためか？全体を読んでみると、具体的に伝わってくるものが少なく、あまり必要があると思えない、現在でも場所の提供、資金的な援助、色々な情報の公開、提供はなされていると思います。 これからの「まちづくり」には市民全員が協力して近くの地域、各サークル、あるいは近所の人々が「まちづくり」に参加し企画立案し実行し活性化していかねばならないと感じています。その意味ではこの条例は将来的に必要なものかもしれません。 今回の促進条例案を読ませて頂きなるほど納得とはいきませんでした。主旨、こうしていきたいとの意気込みは伝わります。推進案がもっともっと具体的なものになって活用されることを期待します。	本条例の趣旨は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の目指す市民自治を実現するために、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市のそれぞれの役割を定め、さまざまな施策を通して市民協働の促進を図ることです。また、近年、市民ニーズの多様化により、地域に根ざした市民活動を行う団体が増えてきており、市民と市との協働により、お互いが支え合う場面が多くなってきました。このような社会情勢の変化に対応するため、本条例の制定に向けて取り組んでいますので、ご理解をお願いします。

57	<p>各種団体の方向性がそれぞれ違う方向を見ている事が往々にある。</p> <p>私は、自治会活動を平成元年より約25年やらせて頂いていますが、NPO等は狭い意味で自分たちの興味(趣味)の有ることを仲間だけでやっても良いが、自治会は、地域全体の意見を聞いて尚且つ、嫌なことも、時にはやらなければならない。</p> <p>又、自治会長は、時には、エゴを丸出しにしなければ成らぬ時もある。小さい範囲でそれぞれの団体が活動するのは吝かではありませんが、組織が細分化されすぎて、同じような目的の意味の判らない各種団体が増えて、かえって統率が取りにくい状態がある。</p> <p>組織は、外部から見てガラス張りで見なければ為らないと思う。</p> <p>どの様な、小さい組織でも、原資(活動資金)が無ければ絵に描いた餅となり意味がない、ただ、財政資金を四日市市が支援すると唄っているが、ひも付きでは何も出来ぬ。</p> <p>趣旨は大変立派で内容は理解が出来ますが、世間に対するポーズに思えてなりません。</p> <p>防災組織も、自己責任をもっと教えるべきである。即ち自分の命は自分で守る。これが基本である。第一次避難所の避難道具及び避難品(飲料水、食料)は各地区お寒い限りである。</p> <p>私は、自治会と自主防災隊以外に何の団体の経験も有りませんが、各住民が意識をしっかりと持ち、自助(自分の命は自分で守る)と言う事を議会、行政がしっかりと市民に言うべきである。</p> <p>NPO、地縁団体、ボランティア等の連携を高め「市民協働促進条例」がスムーズに運営出来れば幸いであると思います。その為には、やはり、行政、議会、市民の意識を持ち行政、議会が先頭に立ち、我々を指導して頂きたいと思います。</p>
58	<p>市民活動は、既に40年以上前から行われている。町内をいくつかの戸で組に区分し組長を選出するとともに役員を選出し、町内自治会を結成、地域のあらゆる問題について対応策を毎月審議している。そして市行政が関係する問題については、改善要望書としてまとめ、代表の自治会役員が市行政機関と毎月会議をしている。最近では審議する議題が増えて、住民自治会役員の人々は自分の仕事が進まなくなるくらい多忙になっている。そんな状況なのに、更に市民協働促進などという条例が必要なのだろうか？計画は市長が作るようになってはいるようだが、計画を作ってから条例整備をすべきであろう。5W1Hのwhatが書かれていない条例は、言葉遊びでしかない。慎重な検討を望みます。</p>
59	<p>マツタクおかしな内容です。 条例には反対します。</p>
60	<p>楠町で市民生活に寄与する数々のボランティア活動を下記のとおり行っていますが、いつも資金(財源)が不足しています。</p> <p>記</p> <p>①小学校を対象にした筏下り(鈴鹿川の川下り)</p> <p>②市民コンサート</p> <p>いつも主催した者(事務局)が持ち出しです。</p> <p>①は2~3万、②は10万程度、個人負担ではあるが、継続してやっています。</p> <p>ただし、何でもかんでもお金を出せばいいというものではありません。負担してでもやっているからこそ値打ちがあるのです。</p> <p>結論、上記条例案には反対です。</p>

61	<p>市民協働条例案について、四日市でも意見の募集があると知りメールさせていただきました。 率直に言って、反対です。 市民活動がしたい方は各々自らの裁量の範囲内で活動していただきたい。 市民活動自体はしたい方が好きにしていれば結構ですが、それについて市や事業者が協力する事を義務付けるような条例には賛同出来ません。</p>
62	<p>反対です。 NPO団体、ボランティア団体を全て善とする考え方は人の命にまで影響を及ぼす可能性がある悪意を助長する者を利するがあると思う。 朝鮮学校と拉致問題を関連付けて考えることのできない四日市市議会にはその資格がないと思う。 特定の者(団体)を利することに奔走する四日市市議会を四日市市民として恥ずかしく思う。</p>
63	<p>「市民協働促進条例」に対しては、廃案にして頂きたいと考えている</p>
64	<p>市の基本理念から市民の活動を支援、後援することは賛成ですが、市民活動の中で老年から中高生まで手を繋げる活動を推進してもらいたいと思います。四日市市が地方の中堅都市として、あるいは三重県の経済都市として存在感を示すためには、熟年の経験や知恵、若者の活力を活かす道を考え直す必要があります。活動のためには各世代のコーディネーターを育成して世代、地域の連携を図る必要があります。従来型のタガを外す努力をしてください。いま、日本の各地で高校生レベル実務的な経済活動や企画が推進されてきています。往年の高校生の比ではないと感心している次第です。 市は今後の具体的ビジョンを提示してください。間口は必要ですがなんでもやれるわけではありません。なんでも支援するわけではないでしょうし、消滅都市とならないためにも方向性が重要です。 こういった活動で懸念されるのが、特定の団体が活動を制限したり縄張り意識のようなものを持つことを防止することが必要です。リーダーは必要ですがボスは要りません。これは市民活動を推進していくうえでとても大事なことです。 四日市市は、特徴が無いような気がしてなりません。古い町であるのに独特な雰囲気や色合いがとても希薄な街に思えてなりません。一つは町の中のいろいろなものが中途半端に思えてなりません。工業都市？商業都市？港町？観光都市？どこを目指しているのでしょうか。 活用できる町の資産はあるように思うのですが市の頑張りに期待します。</p>
65	<p>全体的に市民協働促進条例はわかりやすく理解できる。しかし、条文は実体としてもう少し住民に権限を与える仕組みにしなければならない。条例で示している様に団体が主となり、推進していかなければならないのが実情であるので、協働として動き出すのが遅れてしまうのがほとんどである。 (例)道路の草を取るのも個人でできる場所も多くある。草は早い成長で時間の問題では。楽にできる事、身近な事柄については自主的にすべきであり、それを実行している人々も多くあるが、何等認められずに善意の行動とされ見送られている。これからの高齢社会では「ひま」を持って遊ばなければならないので「個人の協働」条例を作り早い対応をすべきではないか。 条例ばかり立派でも推進の遅れがあれば何のためかとなる。ボランティア精神で活動されているものの、人から見れば物好きと思われかねない状況である。道路の破損等個人でやれることはやる精神でよいが、材料費ぐらいの請求のできる条例があれば誰でも取り組む要素となると思います。</p>

66	<p>条例案の内容には不備が多く不安を感じます。現在でもNPO本来の姿を逸脱し、犯罪の隠れ蓐とするケースがあり、NPO自体に信頼感を持ってない。さらには、この条例により同種のNPO(例えば外国籍の方々による人権等)が多く生まれる危険性を感じます。</p>	
67	<p>第3、5、6、7、8、15条「努めなければならない」如何様にも受け止められる。知恵を要する条項だと思います。</p>	
68	<p>前文に「地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担って…」とありますが、市民自治を目指し、各種団体が活動することは良いとしても、地域、団体等によって、人材の意識、力量等の組織実態は多様であり、相当な温度差や意見対立があります。それを画一に考えてよいのでしょうか？</p> <p>例えば、塩浜地区では、小学校統合について、検討委のまとめ後、PTAと連合自治会の反対で約5年遅れました。「公害地」という負の遺産をプラスに転換する機会として、集客力のある公害資料館設置案についての意見も、自治会長だけで決め、住民アンケートや専門家の意見を聞くこともなく、連合自治会長の要望として市へ反対要望をし、市長、議長は断念せざるを得ませんでした。</p> <p>また、公害の歴史の中で、植え足し、植え足してきた塩浜街道の街路樹は、15mに1本を残して伐採していくことになりました。これにも住民は、アンケートの実施や説明会の開催を求め、コンビナート周辺の街路樹の防災力、公害の教訓、緑化推進条例逆行を市民センターに指摘しましたが、連合自治会が無視し、伐採要望を決定されました。県の道路行政は、それに乗って施策を進められています。これが「市民と行政の協働」なのでしょうか？これで本当に「地域色豊かなまちづくり」ができるのでしょうか？</p> <p>「協働」の概念とは何か？を明記する必要があります。市民自治を「実効」あるものにするためには、住民意見の最大公約数の把握、環境影響評価、専門的な検討など、広い視野で「施策(要望)の妥当性をチェック」したり、「市民の責務」と「バランスの良い制度運用(例:地域団体との契約等)するための条項」が必要と思います。これと関連して、第8条(市の役割)、第9条(市の施策)は場の提供、財政支援の努力だけではなく、地域要望まとめの過程(実態)の把握や具現化のための調整(指導)機能に関する規定が必要と考えます。</p> <p>地域団体の要望に偏った行政は、行政責任とも関わり、必ずしも真の市民権に沿わないことが、地域にはあることを十分考慮する必要があります。</p>	
69	<p>「市民自治」という文言は何を意味しているのでしょうか？議会、市は自治を、いわゆる市民団体に「丸投げ」しようとしているのでしょうか？しっかり自覚を持って取り組んでもらいたいです。この「市民協働促進条例(案)」はいわゆる「市民団体」の活動に税金が投入されやすくなる、という印象の条例(案)のように思います。「市民団体」に意見・要望を聞くのは結構ですが、自治を丸投げして「市民団体」が税金を使って活動するのは、如何なものかと思います。</p>	<p>地方自治の本旨に基づく市民自治を実現するために制定した「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」は、市民等、市の執行機関及び市議会が各自の持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を活かしつつ足りない部分を補いあうことにより、いろいろな課題の解決を図り、市民参加の下に、差別のない、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。本条例は、この基本理念を実効性あるものとするため、市民協働の促進を図るしくみを定め、市民との協働を進めようとするものです。</p>
70	<p>「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」が制定されている中で、何故、今回の条例を新たに制定しなければいけないのですか。</p> <p>(1)現在の条例での問題点や将来に向けての取り組みに対する必要な事項などを分かりやすく公表願いたい。</p> <p>(2)必要なら現在の条例に追記/修正等して、一つの条例に出来ないか。</p> <p>(3)今回の条例案は定性過ぎて、これだけを読むと良いことばかりで、賛成/反対の判断がつかない。</p>	
71	<p>市民協働の促進を図るしくみを定める為に作る条例とありますが、既に、四日市市市民自治基本条例(理念条例)の中にほぼ同内容が盛り込まれているので、それではだめなのでしょうか。</p> <p>条例(案)の中にある、議会が取り入れようとしている制度、市の促進施策、市長の計画、委員会作り等はこの条例が無いと実現できないのですか。</p>	

72	今「協働」の必要性が問われている？ 社会は公民がベース(共、協)にあるが、時代とともに常識の変化で、役所の壁(責任)に支えが必要となってきたので協働が必要ですね。	
73	議員の賛成派／反対派を交えて、地縁団体の役員方との間で十分な意見交換して頂きたい。	平成26年4月8日の市民協働条例調査特別委員会の中で、地縁団体(四日市市自治会連合会)およびNPO、ボランティア団体との意見交換会を行っております。
74	地縁団体の役員方と、十分議論願いたい。	
75	条例については簡素で解りやすい文言を。解説解釈不要が良いです。青年から老壮年まで理解しやすく。	条文は、その意味を正確に表し、読む人にとって解釈に違いや誤解が無いようにする必要があります。ご指摘の通り、条文を解りやすくするように努めてまいります。
76	外国人を対象に含むこの条例案に強く反対します。	本条例の趣旨は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の目指す市民自治を実現するために、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市のそれぞれの役割を定め、さまざまな施策を通して市民協働の促進を図ることです。市民活動を行う市民等は、本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいい、国籍を問うものではありません。
77	外国人を対象に含むこの条例案に強く反対します。	
78	外国人を対象に含むこの条例案に強く反対します。	
79	国籍条項の無い本条例は問題点が多く、反対いたします。	
80	意見:「四日市市市民協働促進条例(案)」の「市民等」の定義に「国籍条項」を定めることを強く要望します。 第2条の各号に掲げる用語の「市民等」の定義に問題があります。 (1)市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。 (2)事業者 本市内に存する会社、営業所、工場等をいう。 つまり日本国民でなくても、市内に住んでいなくても「市民として認める」という意味であり、これは事実上の「外国人参政権」です。大勢の外国人が 四日市市に移住、または在学するか通勤し、この条例により「市民権」を得て地元の日本人や日本そのものに不利になる条例を通したり権利を要求したりする、という可能性も否定できません。 外国人参政権は日本では認められておらず、地方についても今年7月23日、自民党は外国人の住民投票参加を認める内容の「自治基本条例」が制定されないよう地方組織に注意を促す通達を出しました。 したがって、四日市市は「四日市市市民協働促進条例(案)」の「市民等」の定義に「外国籍の者を除く」若しくは「日本の国籍を持つ者に限る」というような「国籍条項」を定めることを強く要望いたします。	
81	この条例案の、最大の問題点は国籍条項が無い事でもあります。四日市市のお金が流用されるなら、本来は納税者達の為に効率よく有意義に使用(投資)されるべきであります。憲法では、最大の国民の義務は納税であります。義務を果たし、国民としての権利を要求するのは当たり前であります。 よって、国籍条項の無い本条例は問題点が多く反対と申し上げるしかございません。 議員の皆様には、様々なイデオロギーがあると思いますが、本来の税金の使い道の本質をもう一度お考えください。	

82	<p>本案には反対する。 なぜ在留外国人に政治活動をさせるのか？ 査証等には政治活動等には制限があるはずだが、さらに入国の際に政治活動をする為の入国はできないはず。観光、ビジネスで入国・審査の条件に違反するのではなからうか。 上記の理由により本案には断固反対する。</p>	<p>本条例においては、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動は、市民活動に該当しません。</p>
83	<p>市民協働というテーマ自体は良いと思うが、(外国人を含む)市民活動に・・・、9条、7条などは文章化が不足していて、条例が一人歩きする危険性がある。 外国人より四日市市民の生活の問題が非常に心配。解決していない。日本人が日本人の行政をもっと考え、余裕もないのに外国人の方々に優遇策は今では出来ない。</p>	<p>本条例の趣旨は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の目指す市民自治を実現するために、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市のそれぞれの役割を定め、さまざまな施策を通して市民協働の促進を図ることであり、外国人の方を優遇するものではありません。</p>
<p>外国人参政権について</p>		
84	<p>私は市民協働条例案に絶対反対です。 市の未来は国の未来でもあります。 日本に責任を持つものみに参画させるべきだという観点から、市民の定義に四日市市に居住する者、勤務する者、学校に通学する者ということで「国籍条項がない＝外国人が含まれている」四日市市市民協働促進条例は外国人参政権を認めているに等しく、反対です。 市民の定義は日本人に限るべきで、国民主権を脅かすことのないようにすべきです。外国人に無条件で参政権を認めている国はほとんどありません。外国人、まして、領土問題を抱える反日韓国・中国人、密入国者及びその子孫である在日朝鮮人など問題外です。日本の国益を損なう決議が日本各地の自治体で可決される現状を考えると、外国人参政権に等しい四日市市市民協働促進条例に反対です。</p>	<p>本条例の趣旨は、「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」の目指す市民自治を実現するために、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市のそれぞれの役割を定め、さまざまな施策を通して市民協働の促進を図ることです。 参政権については、現行法上、日本国籍を有する者のみに与えられている権利であり、本条例において、外国籍の市民に参政権を認める規定はありませんので、ご理解をお願いします。</p>
85	<p>外国人の参政に反対致します。 共同で活動する事には賛成ですが まずは四日市市民は日本国籍を有したものである事が前提であると思います。 国政で認められていないものを、市政で認めるのは先走りすぎであると思います。</p>	
86	<p>この条例は「常設型住民投票権」と共に「外国人参政権」の代替ではないかと日本全国で議論を呼んでいるものですね。 皆様ご存知だと思いますがこの問題は憲法に触れるのではないかという意見もあり、この案を出された方がその点をよく理解された上で提案されているのか、とても不安です。 時代は少子化傾向著しく、移民政策なども検討されている昨今、場合によっては日本国内でありながら日本国民の意見が政策に反映されない地域が生まれるような事態も十分ありえます。 四日市に生まれ育った一日本国民として、くれぐれも慎重にご検討くださいますよう強く希望致します。 四日市市議会の皆様が今後どのような議論をされていくのか、注意深く見守っていきたいと思います。</p>	
87	<p>「国籍条項がない＝外国人が含まれている」四日市市市民協働促進条例は事実上外国人参政権を認めるに等しいもので国の安全保障上大変危険なものであり、反対です。 市民の定義は日本人に限るべきで、国民主権を脅かすことのないようにすべきです。外国人に無条件で参政権を認めている国はほとんどありません。外国人、まして、領土問題を抱える反日韓国・中国人、密入国者及びその子孫である在日朝鮮人など問題外です。 良識ある善処を求めます。</p>	

88	<p>外国人参政権があれば、軍事誘致、母国に有利な政治、あるいはスパイ活動など、様々な自国に不利にあたる活動が予想される。</p> <p>差別と政治は別の話、自国は自国民で守らないといけない。</p> <p>一部、外国人を含むという部分には、私は反対であります。</p>
89	<p>外国人参政権に断固反対する。</p> <p>参政権が欲しければ帰化すべきである。我々の税金を外国人に使われたくない。日本人としての愛国心を持ち義務を果たせる人間がこの国を動かすのである。外国人に乗っ取られるような条例に断固反対する。</p> <p>そういった条例を推進する議員は一見優しい言葉を使ってこの国を没落させる輩である。名前を公表せよ。</p>
90	<p>この条例には反対です。市内に在住、在勤、在学の方となっており、市民の定義が外国人にも適用されて、外国人参政権につながりかねない。</p> <p>四日市市の条例は、外国人に優遇だと広まり、外国人移住者が増え、治安の悪化につながる恐れがある。</p> <p>条例前文に「真に暮らしやすいまちとなることを目指し」と書いてあるが、むしろ町が移民問題を招き、やがて文明の衝突を引き起こすだろう。</p>
91	<p>外国人に参政権を与える事になるこの条例に反対します。</p> <p>市民等とは、そこに住んだり通って来たりするあらゆる市民であり、国民ではなく外国人にも参政権を与える事でこれは大問題。</p> <p>しかし、意見は市民の人だけど、矛盾だらけのこの条例ダメです。</p> <p>私の市でも住民投票条例ができ外国人参政権が入っていて、不採択になりました。</p> <p>議員がまともでした。条例に反対。</p>
92	<p>外国人に参政権を与えてはならない。なぜならば、日本国民は長年にわたって多額の税金を払ってやっと今の住み良い町があるのであって、突然外国人が来て日本の豊かな生活を受けることは出来ないと思う。もしそうしなければ、それなりのお金を払って市民権を得なければならないと思う。</p>
93	<p>市民を拡大解釈し、外国人参政権の足がかりになる可能性があり自治体の条例としてふさわしくない。</p>
94	<p>「四日市市市民協働促進条例」に断固反対します。</p> <p>理由は、この条例の対象に外国人が含まれ、企業には外国人を含む市民活動に協力する努力義務が課せられ、市には、外国人を含む市民活動に場所の提供、財政支援(税金投入)が義務付けられ・・・これらは「外国人参政権」に繋がる危険性が秘められているからです。</p> <p>特に、中国人には警戒する必要があります。大阪、名古屋の街を歩いていると中国語があちこちで飛び交っていますが、この四日市も例外ではありません。私の住むマンションもある一室が中国人の溜り場のようになっており、不特定の男女が出入りしています。</p> <p>以前、河添恵子氏の講演を聞いたとき、中国人による世界乗っ取り、侵蝕計画がじわじわと進行していることを知り、驚愕しました。すでにご存じの方もいらっしゃるでしょうが、一部をご紹介します。</p> <p>カナダのバンクーバー空港のありリッチモンド市の人口の過半数(51%)が中国系であり、市議8名のうち2名が中国系といった状態でまさに「中国自治区」化されている。</p> <p>イタリアのミラノも然り、いずれ中国の街になってしまう危険性にある。</p> <p>サンフランシスコは20%以上が中国人、市長も中国人、中国の旧正月が休日となっているシアトルも中国人が市長になっている等々。</p> <p>また、日本では外国人留学生(近頃は西欧の留学生は少なく、中国からの留学生が60%、韓国を含めると75%)に、毎月20万円前後が、日本人の血税から支払われている。</p> <p>「四日市市市民協働促進条例」は以上のようなおぞましい中国人の侵蝕をあと押しする危険をはらんでいる。</p>

95	<p>「四日市市市民協働促進条例(案)」につきましては、対象に外国人が含まれていることから外国人参政権につながる可能性があり、断固反対します。</p> <p>日本を敵と見て、反日行動をとっている国の人たちに参政権を与えることにつながる様な条例は認めるわけにはまいりません。</p> <p>以上、反対の意思表示を致します。</p>	
96	<p>こんな条例案には断固反対です。廃案にするべきです。</p> <p>まず、「市民の定義」に外国人が含まれていることが根本的な間違いです。これは外国人参政権に道を開ききっかけになるものであり、憲法違反の恐れすらあります。</p> <p>また、こんな条例では、たとえ中身がテロ集団であっても、外向きにまともな市民団体を名乗ってさえいれば、市からお金までも引き出すことができるようになってしまいます。</p> <p>さらには四日市市民全員がテロや外国人勢力に協力することを義務付けられることにもなりかねません。そんな、とつもない危険性さえもはらんでいるこの条例は、絶対に反対です。</p> <p>そもそも、人権を食い物にする連中と、補助金に絡みたい利権屋集団と、我が国の国家の国家解体を企むサヨク集団と、日本を憎んでいる外国人勢力が、こぞって結託してこの条例案を進めているという背景や実態は、すでに分かっています。</p> <p>タイトルだけ読めば、耳触りの良さそうに感じる条例案ですが、その正体は猛毒を含んだ”毒饅頭”です。こんな条例案は絶対に許しません！断固反対です！</p>	
97	<p>四日市市の市政は、四日市市住民によって進められるべきです。</p> <p>他市町村・外国の方の意見にすることはあっても、参加はご遠慮頂きたい。</p> <p>特に外国人の参政は認められていないはずです。</p>	
その他		
98	<p>先日「自治基本条例＝まちづくり基本条例、議会基本条例、外国人市民会議条例などは下記の3点において完全に憲法違反」という記事を見ましたが、四日市市市民協働促進条例および四日市の自治基本条例もこれに含まれるのではないのでしょうか？</p>	<p>ご意見につきましては、記事の特定ができませんが、日本国憲法や地方自治法に規定される地方自治の本旨に基づく市民自治を実現することを目的として「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」を制定しています。本条例も同様に、「市民自治の実現」を実効性あるものとするために制定しようとするものです。</p>
99	<p>議会(議員)の役割</p> <p>選挙で選任された市会議員は 身分保障と報酬および政務活動費という非課税報酬が保障されているのですから、昨今の情報化社会の中で、選挙民(四日市市民)とダイレクトに情報伝達のできるe-mailアドレスと自己のホームページは最低でも公開すべきでないでしょうか。</p> <p>現在の市会議員のうち、同広聴ツールを公開しているのは議員36名(1名欠)中12名の1/3の現状です。非公開の理由をお聞きしたい。</p>	<p>市議会ホームページ上の「議員名簿」への議員のEメールアドレスおよびホームページアドレスの公開について、平成26年10月22日に開催された広報広聴委員会において、公費で付与されているメールアドレスは、原則公開とすることが決まりました。また、ホームページアドレスは、ホームページを開設している議員のうち、希望する議員について掲載をすることができるとしておりますので、ご理解をお願いします。</p>

100	市役所職員の給料が高すぎるという声を街中でよく耳にする。このことも先行すべき課題だ。	今回の募集意見とは異なる観点でのご意見ですので、市政へのご意見・ご提言として受理させていただき、担当部局へ提供させていただきます。
101	<p>支え合い補助金について</p> <p>現在市は少子高齢化を迎え住民相互がお互い助け合っていく社会の構築が非常に大事な時に来ています。市に於かれましては町づくり、福祉、防災等の補助金制度がありますが、使い勝手が悪いように思います。予算申請時に計画した項目が大幅に変更されるときは変更届けが必要になり、手続きが複雑です。市担当課と事前に打合わせは必要だと思いますがもう少し、柔軟性を持たせた予算執行に改める事は出来ないか。購入物を予算より安くなった場合、残った予算で他に必要なものを購入できる等、柔軟に予算が使える様に改められないか。</p> <p>補助金制度は、誰でも判るように広報して申請しやすく、使いやすく改革できないでしょうか。</p>	
102	<p>生活保護について</p> <p>働きたくても事情があり働く事ができない気の毒な方もみえますが、働けるのに働かない人もいるのでは無いでしょうか。このような人には週に何日かボランティアをしてその実績を自治会が認めて市に報告して、保護費を支払うように制度の改革は出来ないでしょうか。この力を社会づくり、まちづくりに活用して、皆で助け合って町づくりを構築しては如何ですか。</p>	
103	<p>空き地、空き家対策</p> <p>少子高齢化で私共の団地でも空き地、空き家が多く見られます。建物は老朽化が進み危ない家屋もあります。空き地は草が茂り、防犯上、安全上に大きな問題があります。</p> <p>また立木の問題、木が道路を占領している所も見受けられます。市として条例で規制する等考えていただけませんか。</p> <p>思いつくまま勝手なことを書きました、今回の条例意見書とは外れているか判りませんが、私の意見です。</p>	

なお、頂いたご意見については、全議員に配付するとともに、市政へのご意見・ご提言として、担当部局へ提供させていただきました。